

委員会発案第3号

日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年9月25日提出

由利本荘市議会議長 渡 部 功 様

提出者 由利本荘市議会総務常任委員会
委員長 高 橋 信 雄 ㊞

(別 紙)

日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書（案）

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。次回2015年NPT再検討会議を前に、いま、世界のすべての国の政府と市民社会には、この目標を実現するために協力し、行動することが強く求められている。

しかし、それから3年になるいまも、「核兵器のない世界」を達成する具体的措置は見えていない。米ロ間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお1万9千発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる緊張に見られるように、新たな核開発の動きが続いている。意図的であれ偶発的なものであれ核兵器が使われる危険は現実に存在している。

この状態を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものである。世界で唯一の被爆国の日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的責任がある。

いま、核兵器を持つ国が決断すれば、核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件が生まれている。この決断と行動を遅らせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながりかねない。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張が高まっているが、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進するうえでもきわめて重要である。

これらのことから、2015年NPT再検討会議にむけて、核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、日本政府が核兵器の全面禁止を望む国々と協力し、核兵器全面禁止条約の実現のための行動を提起するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月 日

内閣総理大臣様
総務大臣様
外務大臣様

秋田県由利本荘市議会議長 渡部 功